（その１）

注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

千葉県選挙管理委員会 27.2.23 千選管第 号

収支報告書 （平成 26 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体(後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな） （おかじま かずまさ ねっとうぇいぶ）

1 政治団体の名称 岡島 一正 ネットウェイブ

2 主たる事務所の所在地 千葉県市原市姉崎395

3 代表者の氏名 岡島 一正

4 会計責任者の氏名 片岡 武豊

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

事務担当者の氏名
安部 伸康
（電話） 090-2548-4053

国会議員関係政治団体の区分	
（政治資金規正法第１９条の７第１項）	
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	岡島 一正
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院小選挙区（候補者）

資金管理団体の指定の有無	
☐ 無	
☑ 有	
（以下 指定有の場合のみ記載）	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院小選挙区（候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	岡島 一正

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

資金管理団体の指定の期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

処理欄（下欄には何も記載しないこと）

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
3592700	26	1	01	0000	270223

異動
1 新規
2 修正
3 取消

整理番号	翌年への繰越金
	33,858

(H22.9/16,800)

10 13
0200
（その２）

収　支　の　状　況

全団体必要

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

	14	16	77 十億	百万	千	88 円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0			138,858
①（前年からの繰越額）	0	2	0			38,858
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0			100,000
(2) 支出総額（表1400の合計額）	0	4	0			105,000
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0			33,858

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			100,	000	内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表0620へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0			100,	000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0			100,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

10 13
0600

（その7）　個　人

(7)寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人		
14 16	17 寄附者の氏名 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	年月日	89 住所 108	職業	備考
	岡島　正徳			100	000	26.02.20	市原市光風台2-207		
800	この頁の小計			100	000				
810	その他の寄附				0				
900	合計			100	000				

※　年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13

1	4	0	0

（その13）

注意 (1) 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照。）。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15）	政治活動費内訳書（表1500）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	14		16	77 金額 88	備考
1 経常経費	0	1	0	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	0	1	0	0	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0	
(4) 事務所費	0	4	0	105,000	
小計 ((1)～(4))	8	0	0	105,000	
2 政治活動費	0	5	0	十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	0	5	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※計	0	7	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
（内訳）エ その他の事業費	1	1	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(4) 調査研究費	1	2	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(5) 寄附・交付金	1	3	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(6) その他の経費	1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
小計 ((1)～(6))	8	0	1	0	本部・支部間の交付金合計 円
合計	9	0	0	105,000	

※本表070行には080行～110行（ア～エ）の合計を記入すること。 0

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査手数料 ／			105,	000 ／	26.02.26 ／	木村総合法律事務所 ／	千葉市中央区中央4-16-1 ／	
この頁の小計			105,	000 ／				
その他の支出				0				
合計			105,	000 ／				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

10			13
1	6	0	0

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考	
ア　土地	0	1	0	□	☑		
イ　建物	0	2	0	□	☑		
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑		
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑		
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑		
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑		
キ　有価証券	0	7	0	□	☑		
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑		
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑		
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑		
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑		
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑		

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 2 月 23 日

政治団体の名称　**岡島一正ネットウェイブ**

会計責任者の氏名　**片岡　武豊**　㊞

※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと（通常は未記入となります。）。

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２７年２月１９日

岡島一正ネットウェイブ
代表　岡　島　一　正　殿

登録政治資金監査人　木村敬次
登　録　番　号　第３３９８号
研　修　修　了　日　平成２２年２月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、岡島一正ネットウェイブの平成26年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、第19条の13第２項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアル基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。

（４）この政治資金監査は、岡島一正ネットウェイブの主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

尚、領収書を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

岡島一正ネットウェイブと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、岡島一正ネットウェイブと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上